

平成30年台風第21号により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕等を支援します。

～平成30年度被災農業者向け経営体育成支援事業～

Point

- 1 農産物の生産・加工に必要な施設(農業用ハウス、果樹棚、畜舎、加工施設等)の再建・修繕や、農業用・加工用機械の取得・修繕に係る費用について助成します。
- 2 農産物の生産に必要な施設の撤去費用についても助成します。
- 3 被害を受けた日以降の取組(着工)であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象になります。

助成対象者

平成30年台風第21号により農業用施設等が被災した者であって、被災施設の復旧等、又は倒壊した施設の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

事業の申請に必要な書類

<修繕・再建の場合>

- 1 被災した施設および機械の写真等、被害状況がわかるもの
- 2 事業費の根拠となる資料(参考見積書又は概算設計書)
- 3 再建・修繕を行う施設・機械のカタログ又は設計図面等施工内容のわかるもの
- 4 共済および民間の保険等の共済金額およびその内訳がわかる書類
- 5 申請にあたってのチェックリスト、申立書兼同意書 その他市長が指示する書類

<撤去の場合>

- 1 被災した施設の写真等、被害状況がわかるもの
- 2 ○自力撤去:作業を行った者、日付、費用の額がわかるもの
○作業を外注した場合:発注書、請求書、領収書などの書類
- 3 共済および民間の保険等の共済金額およびその内訳がわかる書類
- 4 申請にあたってのチェックリスト、申立書兼同意書 その他市長が指示する書類

I 施設の再建・修繕等について

1 助成の対象となる事業内容

(1) 農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設並びにその附帯施設の再建・修繕(必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合を含む)

(例) 農業用ハウス、果樹棚、畜舎、農作業用施設(農機具格納庫や農業資材庫)、堆肥製造施設、加工施設、加温用ボイラー、水耕栽培用ベンチなど

(2) 農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕

(例) トラクター、田植機、コンバインなど

※1 以下のものは対象になりません。

- ・農業生産・加工に必要な施設以外の施設(販売に関する施設等)
- ・附帯・補完的器具(育苗箱・パレット、コンテナ、運搬台車等)
- ・消耗品(トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等)

※2 施設の強度の向上や規模拡大等を行うことも可能ですが、原型復旧を超える部分は自己負担となります。

※3 被災地での再建が困難な場合には、場所を異動して再建することも対象になります。

※4 農業用ハウスなど園芸施設共済の引受対象となる施設の場合は、事業完了後に園芸施設共済等への加入が必要となります。

2 助成率

事業費×9/10以内(共済未加入の場合は8/10以内)

II 施設等の撤去について

1 助成の対象となる事業内容

被災した施設(農産物の生産に必要なもの)の解体、廃材、処理等

2 助成率

定額助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去をおこなうために実際に支出する(した)費用を比較し、いずれか低い額

<定額助成単価>

- ①被覆材がガラスのハウス 1200円/m²
- ②被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス 880円/m²
- ③被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス 290円/m²
- ④畜舎 4500円/m²
- ⑤その他(市特認)

お問い合わせ先

堺市 産業振興局 農政部 農水産課(受付は 平日の午前9時から午後5時30分まで)
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所 高層館7階 北側
電話 072-228-6971(直通) FAX 072-228-7370